

## 北九州市未来創造ネットワーク会員規約

市は、北九州市未来創造ネットワーク設置要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、北九州市未来創造ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の加入等に関する事項を定めるため、この規約を制定する。

（会員）

第1条 要綱第3条第2項で定める年齢に係る会員資格の期間については、30歳に到達する日が属する年度の末日を期限とする。

（加入の申込）

第2条 ネットワークの加入を申し込む者は、市がネットワークの運営を委託する事業者（以下「事務局」という。）が別に定める入会申込書に必要事項を記入し、事務局に提出する。

2 団体がネットワークに加入する場合は、団体の名義で加入することについて、当該団体の全ての構成員から了承を得た上で、ネットワークに加入する構成員の名簿を併せて提出することとする。

（申込の却下）

第3条 申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、市は前条の申込を却下する場合がある。

- （1）入会申込書に虚偽の事項を記載した場合
- （2）入会申込者が要綱及びこの規約に反するおそれのある場合
- （3）その他入会が適当でないと判断される場合

（加入の承認及び除名）

第4条 ネットワークへの加入については、事務局が申込者と面談及び審査を行った後、市にその結果を報告し、市が加入を承認する。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、市は、当該会員を除名することとする。

- （1）要綱及びこの規約に違反したとき

- (2) ネットワークの信用を害する行為を行ったとき
- (3) その他市長が適当でないとき

(退会及び変更の手続)

第5条 会員は、氏名、住所、電話番号、加入している団体の名称等、会員資格に関する事項に変更があったときは、速やかに書面で事務局に届け出ることとする。

- 2 会員は、ネットワークを退会するときは、事前に書面で事務局に届け出ることとする。
- 3 会員は、就職または転居等によって会員資格を喪失することが判明したときは、速やかに書面で事務局に届け出ることとする。

(禁止行為)

第6条 会員は、無断で会員名簿、ネットワークの名称、活動内容等を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはならない。

- 2 会員は、次の各号のいずれの行為も行ってはならない。
  - (1) 特定の個人、企業、国、地域を誹謗中傷する行為
  - (2) 本市を含む他者になりすますなど、虚偽や事実と異なる行為
  - (3) 著作権、商標権、肖像権などの本市または第三者の知的財産権を侵害する恐れのある行為
  - (4) 法律、法令等に違反し、または違反する恐れがある行為
  - (5) 公序良俗に反する行為
  - (6) ネットワークの活動上知り得た秘匿すべき情報を他に漏洩する行為
  - (7) 市の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関わる行為
  - (8) その他、要綱及びネットワークの主旨に反する行為

(個人情報の保護)

第7条 ネットワークでの個人情報の収集・利用・管理については、北九州市個人情報保護条例（平成16年条例第51号）その他各種法令に基づき、次の各項のとおり適切に扱う。

- 2 個人情報とは、ネットワークを通じて本市が提供を受けた、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 3 ネットワークを通じて、市及び事務局が個人情報を収集する際は、利用者の意思による情報の送信・提供によることを原則とする。個人情報の収集にあたってはその利用目的を特定し、明示する。個人情報の収集は特定された利用目的を達成するために必要な範囲内で行う。
- 4 提供があった個人情報は、あらかじめ明示した利用目的の範囲内で利用する。個人情報は、本人の同意がある場合など北九州市個人情報保護条例で定める場合を除き、明示した利用目的以外で利用・提供しない。
- 5 収集した個人情報については、北九州市情報セキュリティに関する規程に基づき厳重に管理する。保存の必要のなくなった個人情報については、速やかに廃棄または消去する。

（免責）

第8条 市と事務局は、会員が要綱及びこの規約に違反したことによって生じた損害について、市と事務局の故意または過失によるものを除き、いかなる場合でも一切の責任を負わない。

（その他）

第9条 この規約に定めるもののほか、会員に関して必要な事項は、企画調整局長が別に定める。

付 則

この規約は 令和4年11月1日より施行する。